

議案第 1 号

中札内村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

中札内村手数料徴収条例（平成12年条例第18号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

中札内村手数料徴収条例の一部を改正する条例

中札内村手数料徴収条例（平成12年条例第18号）の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

種類	単位	金額
臨時運行許可申請手数料	申請 1 件につき	750円
土地・建物に関する証明	1 筆又は 1 棟につき	200円
諸税に関する証明	税目、年度ごと 1 件につき	200円
鳥獣飼養登録票の交付手数料又は再交付手数料	申請 1 件につき	2, 900円
戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第 1 項、第10条の 2 第 1 項から第 5 項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第 1 項、第120条の 2 第 1 項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	1 通につき	450円
戸籍法第120条の 3 第 2 項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	戸籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき	400円

戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付	1通につき	750円
戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき	700円
戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき	350円
戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき	450円
戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項（同法	1通につき	350円

第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他村長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付		
ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合	1通につき	1,400円
戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出その他村長の受理した書類の閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務	書類又は届書等情報の内容を表示したもの1件につき	350円
印鑑に関する証明	1件につき	200円
住民票、戸籍附票に関する証明	1件につき	200円
住民票、戸籍附票の謄本又は抄本	1件につき	200円
住民基本台帳法第12条の2第1項に定める広域交付住民票の交付	1件につき	200円
身分に関する証明	1件につき	200円
公簿、書類の閲覧	1件につき	100円
動物の飼養又は収容の登録	1件につき	8,400円
犬の登録	1件につき	3,000円
狂犬病予防注射済票の交付	1件につき	550円
犬の鑑札の再交付	1件につき	1,600円
狂犬病予防注射済票の再交付	1件につき	340円
営業及び職業に関する証明	1件につき	400円
会社、組合、法人に関する証明	1件につき	200円

地番及び境界線が必要な図面等の複写手数料	1 枚につき A 4 サイズ	200円
	1 枚につき A 3 サイズ	300円
	1 枚につき A 2 サイズ	500円
	1 枚につき A 1 サイズ	600円
地籍座標値が必要な図面の複写手数料	1 筆につき A 3 サイズ	300円
地籍成果図面等の閲覧手数料	1 人につき	300円
優良宅地造成認定申請手数料	1 件につき	86, 000円
優良住宅新築認定申請手数料	新築住宅床面積の合計100㎡以下	6, 200円
	100㎡を超え500㎡以下	8, 600円
	500㎡を超え2, 000㎡以下	13, 000円
	2, 000㎡を超え10, 000㎡以下	35, 000円
	10, 000㎡を超え50, 000㎡以下	43, 000円
	50, 000㎡を超える	57, 000円
住宅家屋証明申請手数料	1 件につき	1, 300円
その他の証明	1 件につき	200円

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。